

奈良県告示第二百四十号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一
条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧
に供する。

平成二十一年十二月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画道路三・一・二号大和郡山川西三宅線

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

磯城郡川西町大字結崎

三 都市計画の案の縦覧場所

奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び川西町産業建設

部産業振興課

四 縦覧期間

平成二十一年十二月四日から同月十八日まで

五 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の
要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事あてと
し、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室に平成二十一年十
二月十八日までに必着するよう提出すること。